

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業
介護	介護

2 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業

規則第十四条第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種		作業	
漁船漁業		ひき網漁業	ひき網漁業
		刺し網漁業	刺し網漁業
		定置網漁業	定置網漁業
		かに・えびかご漁業	かに・えびかご漁業
		自動車整備	自動車整備作業
		介護	介護
		かつお一本釣り漁業	
		延縄漁業	
		いか釣り漁業	
		まき網漁業	
		ひき網漁業	
		刺し網漁業	
		定置網漁業	

4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

養殖業	かに・えびかご漁業 ほたてがい・まがき養殖作業
-----	----------------------------

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業
養殖業	かに・えびかご漁業 ほたてがい・まがき養殖作業
介護	介護

5 規則第二十九条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の

表に掲げるものとする。

漁船漁業		職種	
漁船漁業		作業	
かつお一本釣り漁業	延縄漁業	いか釣り漁業	まき網漁業
ひき網漁業	刺し網漁業	定置網漁業	かに・えびかご漁業
介護	介護		

6 規則第五十二条第一号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

漁船漁業		職種	
漁船漁業		作業	
かつお一本釣り漁業	延縄漁業		

7 規則第五十二条第十六号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

いか釣り漁業	まき網漁業	ひき網漁業	刺し網漁業	定置網漁業
かに・えびかご漁業				

8 規則第五十四条第一項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業
介護	介護
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業

